

平成25年 No.41

○学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部を改正する要項

改正理由

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の移籍及び再任の手続きについて，必要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年12月11日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学特任教員選考要項等の一部を改正する要項

改正理由

教育実践創成専攻に特任教員を配置する際の選考手続きについて，必要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年12月11日 教育研究評議会 審議・承認

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年12月12日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項等の
一部を改正する要項

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年7月10日制定）
- (2) 東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）
- (3) 東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定）

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の移籍及び再任の手続きについて、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用<u>及び移籍（現職名を変更することなく、学系、講座、分野又はセンターを異にして異動することをいう。）</u>に係る選考（以下、「選考」という。）<u>並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配置教員の再任（以下、「再任」という。）の手続き</u>については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 <u>（再任の手続き）</u> <u>第13条 戦略的配置教員の再任については、当該プロジェクトの推進委員会の承認を経て、評議会の議に基づき学長が決定する。</u> （戦略的配置教員の所属） 第<u>14</u>条 第2条の規定により採用、<u>移籍及び再任</u>された戦略的配置教員は、本学の講座又は施設・センターのいずれかに所属するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配置教員については、本学の講座又は施設・センターに所属しないものとする。 （公募） 第<u>15</u>条 戦略的配置教員の採用に当たっては、公募によらないことができるものとする。 （その他） 第<u>16</u>条 戦略的配置教員の選考に関し、この要項に定めのない事項については、教員選考規程によるものとする。 附 則 <u>この要項は平成25年12月12日から施行する。</u>	第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 （戦略的配置教員の所属） 第<u>13</u>条 第2条の規定により採用された戦略的配置教員は、本学の講座又は施設・センターのいずれかに所属するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配置教員については、本学の講座又は施設・センターに所属しないものとする。 （公募） 第<u>14</u>条 戦略的配置教員の採用に当たっては、公募によらないことができるものとする。 （その他） 第<u>15</u>条 戦略的配置教員の選考に関し、この要項に定めのない事項については、教員選考規程によるものとする。

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：教育実践創成専攻に特任教員を配置する際の選考手続について、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （選考委員会の定足数） 第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。 <u>（教育実践創成専攻に配置する特任教員）</u> <u>第12条 この要項の規定にかかわらず、教育実践創成専攻に配置する特任教員の選考については、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定）の定めるところによるものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この要項は平成25年12月12日から施行する。</u>	〔省略〕 （選考委員会の定足数） 第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：教育実践創成専攻に特任教員を配置する際の選考手続について、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第9条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）<u>及び教職大学院を担当する特任教員（国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。）第2条に規定するものをいう。）の採用</u>並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第23条及び第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</u> 〔省 略〕 <u>(特任教員の選考)</u> <u>第11条の2 特任教員の選考は、運営会議が特任教員候補者として選考した者のうちから、評議会の議に基づき学長が行う。</u> <u>2 第3条から第11条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第1）」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第6）」と、第4条第2項中「教員候補者選考調書（様式第2）」とあるのは「特任教員候補者選考調書（様式第7）」と読み替えるものとする。</u> <u>3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。</u>	(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第9条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省 略〕

改 正 (案)	現 行
<u>4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。</u> <u>5 前項の規定により選考を省略された者を採用する場合は、運営会議議長は、特任教員採用報告書（様式第8）により、評議会に報告するものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年12月12日から施行する。</u>	

改 正 (案)	現 行
様式第6 平成 年 月 日 東京学芸大学長 殿 教職大学院長 印 特任教員の配置申請について 下記のとおり、特任教員の配置を申請しますので、よろしくお願いします。 記 1. 配置を必要とする教室 2. 配置を必要とする理由 3. 特任教員採用予定日 4. 特任教員採用予定者 (○で囲む。) 新規者 ・ 退職予定者 (氏 名) ・ 退職者 (氏 名) 5. 職務内容 (担当業務等) 6. その他	

改 正 (案)	現 行										
様式第 7 特任教員候補者選考調書 (教職大学院) 平成 年 月 日 教育研究評議会 選 定 表 <table><tr><td>区 分</td><td></td></tr><tr><td>選考基準該当条項</td><td></td></tr><tr><td>賛成投票数</td><td></td></tr><tr><td>運営会議 開設年月日</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr></table>	区 分		選考基準該当条項		賛成投票数		運営会議 開設年月日		氏 名		
区 分											
選考基準該当条項											
賛成投票数											
運営会議 開設年月日											
氏 名											

改正(案)	現行
選考調書 ふりがな 氏名 生年月日 現住所 (国籍) I 略歴 1 学歴 2 学位・称号 3 免許・資格 4 職歴 II 研究業績 ※比較的最近の研究業績のうちから、代表的なものを5点記載する。 III 教育業績 1 教育歴の内容 2 職務の状況 3 教育上の実績 4 教育方法の工夫・改善 5 作成した教科書や教材等 6 教育上の能力に関する評価 7 教育面での社会的貢献 8 実務経験に関する特記事項 9 その他教育上の特記事項 IV 学界及び社会における活動 備考 外国人は、国籍を記載する。	

改 正 (案)						現 行	
様式第8							
特任教員（教職大学院）採用報告書							
氏 名 生年月日 (年齢)	現 職	区 分	職務内容 (担当業務等)	雇用期間	備 考		